①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
②受付簿等により計測
③計測要員による記録により計測
④トラックドライバー等からの情報提供により計測
⑤その他の手法により計測

3　１回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては月別に算出し報告することとするが、報告する期間を選定した場合においては連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における１回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間（付表に記載の運行分を除く。）」を「連続して計測した期間における計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表に記載の運行分を除く。）」で除すること。

4　荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「－」を記入すること。

付表　計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

識別	報告省略の理由	安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由

備考　「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合においては、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載すること。
①荷待ち時間等が１時間未満
②業界特性等の理由

4　荷待ち時間等の状況に関する参考情報

備考　自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に規定する規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　令和八年度においては、第一条による改正後の国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第十条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、「毎年度七月末日までに」とあるのは、「令和八年十月末日までに」とする。

法規的告示

○内閣府・国土交通省告示第二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第四十二条第一項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域をいう。）において、当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する者が、その雇用する外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、航空分野であるものに限る。）の在留資格をもって在留する外国人に限る。）の有する技能を活用して行う空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）をいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関については、当該本邦の公私の機関が行う当該国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業に係る部分に限り、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百六十号）第二条第一号の規定は、適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第八十八号

損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）第三条第六号の規定に基づき、金融庁長官が定める保険の種類を次のように定め、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十八号）の施行の日（令和七年八月二十九日）から適用する。

令和七年八月二十九日

金融庁長官　伊藤　豊

損害保険料率算出団体に関する内閣府令第三条第六号に規定する金融庁長官が定める保険の種類は、次に掲げるものとする。

一　賠償責任保険
二　事業活動損害保険
三　労働者災害補償責任保険
四　動産総合保険
五　ペット保険